

札幌市公共ます設置業務仕様書 新旧対照表

	現行	改訂	改訂内容
第1章 総則 1-1 適用	3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、札幌市公共ます設置業務契約約款(単価契約)(以下、ます契約約款という)及び設計図書及び指示書等のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。	3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、下水道業務委託契約約款(公共ます設置・管路保全関係)(以下、ます契約約款という)及び設計図書及び指示書等のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。	訂正
1-2 用語の 定義	27. 完了検査とは、検査員がます契約約款第26条(検査及び引渡し)、第27条(委託料の支払)、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。 28. 部分完了検査とは、検査員がます契約約款第27条(委託料の支払)、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。 29. 検査員とは、ます契約約款第26条(検査及び引渡し)第2項、第27条(委託料の支払)の規定に基づき、完了検査及び部分完了検査を行うために受託者が定めた者をいう。	27. 完了検査とは、検査員がます契約約款第30条(検査)、第31条(委託料の支払)、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。 28. 部分完了検査とは、検査員がます契約約款第31条(委託料の支払)、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。 29. 検査員とは、ます契約約款第30条(検査)第3項、第31条(委託料の支払)の規定に基づき、完了検査及び部分完了検査を行うために受託者が定めた者をいう。	訂正
1-3 設計図書及び指示書等の照査等	2. 受託者は、施工前及び施工途中において、自らの負担によります契約約款第18条(指示の変更等)第1項第1号から第4号に係わる設計図書及び指示書等の照査を行い、該当する事実がある場合は、業務監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受託者は業務監督員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合はこれに従わなければならない。	2. 受託者は、施工前及び施工途中において、自らの負担によります契約約款第17条(条件変更等)第1項第1号から第5号に係わる設計図書及び指示書等の照査を行い、該当する事実がある場合は、業務監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受託者は業務監督員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合はこれに従わなければならない。	訂正
1-7 業務監督員の権限	1. ます工事における業務監督員の権限は、ます契約約款第10条業務担当職員(業務主任)第2項に規定した事項である。	1. ます工事における業務監督員の権限は、ます契約約款第8条(業務監督員)第2項に規定した事項である。	訂正
1-13	1. 受託者は、ます契約約款第3条(関連工事の調整)の規定に基づき	1. 受託者は、ます契約約款第2条(関連工事の調整)の規定に基づき隣	訂正

受託者相互の協力	隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	
1 - 15 工事の一時中止	1. 発注者は、まず契約約款第 19 条（業務の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、まず契約約款第 22 条（臨機の措置）により、受託者は、適切に対応しなければならない。	1. 発注者は、まず契約約款第 19 条（業務の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、まず契約約款第 25 条（臨機の措置）により、受託者は、適切に対応しなければならない。	訂正
1 - 17 建設副産物	7. 受託者は「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ総合システム（CREDas）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、 <u>施工計画書</u> に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 8. 受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ総合システム（CREDas）により「再生資源利用促進計画書」を作成し、 <u>施工計画書</u> に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 9. 受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設リサイクルデータ総合システム（CREDas）により作成し、業務監督員に提出するとともに	7. 受託者は「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、 <u>履行計画書</u> に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 8. 受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、 <u>履行計画書</u> に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 9. 受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管	訂正

	に1年間保管しなければならない。	しなければならない。	
		<p>※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合は、理由書並びに必要な資料を整備し、業務監督員と協議しなければならない。</p>	追加
1 - 19 業務監督員による検査（確認を含む）及び立会い等	<p>4.（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-5）</p> <p>5. 受託者は、まず契約約款第10条（業務担当職員【業務主任】）第2項第3号、第14条（使用材料の品質等）又は第15条（業務主任の立会い及び業務記録の整備等）第1項若しくは第15条第2項の規定に基づき、業務監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、まず契約約款第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）及び第26条（検査及び引渡し）に規定する義務を免れないものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-6）</p> <p>6.（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-7）</p> <p>7.（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-8）</p>	<p>4.（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-4）</p> <p>5. 受託者は、まず契約約款第8条（業務監督員）第2項第3号、第12条（使用材料の品質及び検査等）又は第13条（業務監督員の立会い及び業務記録の整備等）第1項若しくは第13条第2項の規定に基づき、業務監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、まず契約約款第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）及び第30条（検査）に規定する義務を免れないものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-5）</p> <p>6.（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-6）</p> <p>7.（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-22-7）</p>	訂正
1 - 22 完了検査	<p>1. 受託者は、まず契約約款第26条（検査及び引渡し）の規定に基づき、業務完了届（様式1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式1-7及び1-8））等を成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受託者は、業務完了届を業務監督員に提出する際には、次の各号に掲</p>	<p>1. 受託者は、まず契約約款第30条（検査）の規定に基づき、業務完了届（様式1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式1-7及び1-8））等を成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受託者は、業務完了届を業務監督員に提出する際には、次の各号に掲</p>	訂正

	<p>掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>① 設計図書及び指示書等（追加、変更指示も含む）に示されるすべての業務が完成していること。</p> <p>② まず契約約款第 17 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）の規定に基づき、業務監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>③ 設計図書及び指示書等により義務づけられた施工管理資料、業務関係図及び業務報告書等の資料の整備がすべて完了していること。</p>	<p>掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>① 設計図書及び指示書等（追加、変更指示も含む）に示されるすべての業務が完成していること。</p> <p>② まず契約約款第 16 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）の規定に基づき、業務監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>③ 設計図書及び指示書等により義務づけられた施工管理資料、業務関係図及び業務報告書等の資料の整備がすべて完了していること。</p>	
1 - 23 業務の 部分完 了等検 査	<p>2. 受託者が業務の出来高に応じた精算を行う場合は、まず契約約款第 26 条（検査及び引渡し）の規定に基づき、業務部分完了届（様式 1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式 1-7 及び 1-8）による）等を必要成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、まず契約約款第 26 条（検査及び引渡し）に規定する部分完了の確認の請求を行った場合は出来形部分等に係る検査を受けなければならない。</p> <p>4. 受託者は、まず契約約款第 26 条（委託料の支払）に基づく部分完了の請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の進捗状況を業務監督員に報告し、確認を受けなければならない。</p>	<p>2. 受託者が業務の出来高に応じた精算を行う場合は、まず契約約款第 30 条（検査）の規定に基づき、業務部分完了届（様式 1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式 1-7 及び 1-8）による）等を必要成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、まず契約約款第 30 条（検査）に規定する部分完了の確認の請求を行った場合は出来形部分等に係る検査を受けなければならない。</p> <p>4. 受託者は、まず契約約款第 31 条（委託料の支払）に基づく部分完了の請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の進捗状況を業務監督員に報告し、確認を受けなければならない。</p>	<p>訂正</p> <p>1 文字削除</p>
1 - 26 履 行 報 告	<p>1. 受託者は、まず契約約款第 2 条（履行報告）の規定に基づき、履行状況の報告書等を作成し、業務監督員に提出するものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-29）</p>	<p>1. 受託者は、まず契約約款第 10 条（履行報告）の規定に基づき、履行状況の報告書等を作成し、業務監督員に提出するものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-29）</p>	訂正
1 - 28 事 故 報 告	<p>（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-33）</p>	<p>（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-34）</p>	訂正
1 - 31 諸 法 令	<p>1. 受託者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行わなけれ</p>	<p>1. 受託者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行わなけれ</p>	訂正

<p>の遵守</p>	<p>ばならない。なお、主な法令は以下に示すとおりであるが、法令改正後の最新を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法（平成 28 年 3 月改正 法律第 21 号） (2) 建設業法（平成 26 年 8 月改正 法律第 69 号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正法律第 51 号） (4) 労働基準法（平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号） (5) 労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (6) 作業環境測定法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号） (7) じん肺法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号） (8) 雇用保険法（平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号） (9) 労働者災害補償保険法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (10) 健康保険法（平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号） (11) 中小企業退職金共済法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成 28 年 3 月改正法律第 17 号） (13) 出入国管理及び難民認定法（平成 27 年 6 月改正 法律第 46 号） (14) 道路法（平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号） (15) 道路交通法（平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号） (16) 道路運送法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (17) 道路運送車両法（平成 28 年 3 月改正 法律第 13 号） (18) 砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号） (19) 地すべり等防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (20) 河川法（平成 27 年 5 月改正法 律第 22 号） (21) 海岸法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (22) 港湾法（平成 28 年 3 月改正法律第 14 号） (23) 港則法（平成 21 年 7 月改正 法律第 69 号） (24) 水路業務法（平成 19 年 6 月改正 法律第 77 号） (25) 漁港漁場整備法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (26) 下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号） (27) 航空法（平成 27 年 9 月改正 法律第 67 号） (28) 公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号） 	<p>らない。なお、主な法令は以下に示すとおりであるが、法令改正後の最新を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法（平成 28 年 12 月改正 法律第 101 号） (2) 建設業法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正法律第 51 号） (4) 労働基準法（平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号） (5) 労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (6) 作業環境測定法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号） (7) じん肺法（平成 26 年 12 月改正 法律第 82 号） (8) 雇用保険法（平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号） (9) 労働者災害補償保険法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号） (10) 健康保険法（平成 28 年 11 月改正 法律第 84 号） (11) 中小企業退職金共済法（平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成 28 年 3 月改正法律第 17 号） (13) 出入国管理及び難民認定法（平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号） (14) 道路法（平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号） (15) 道路交通法（平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号） (16) 道路運送法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (17) 道路運送車両法（平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号） (18) 砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号） (19) 地すべり等防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (20) 河川法（平成 27 年 5 月改正法 律第 22 号） (21) 海岸法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (22) 港湾法（平成 28 年 5 月改正法律第 45 号） (23) 港則法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号） (24) 水路業務法（平成 19 年 6 月改正 法律第 77 号） (25) 漁港漁場整備法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号） (26) 下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号） (27) 航空法（平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号） (28) 公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号） 	
------------	---	---	--

- (29) 軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号）
- (30) 森林法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (31) 環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (32) 火薬類取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (33) 大気汚染防止法（平成 27 年 6 月改正 法律 41 号）
- (34) 騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (35) 水質汚濁防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (36) 湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (37) 振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号）
- (39) 文化財保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (40) 砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (41) 電気事業法（平成 27 年 6 月改正 法律第 47 号）
- (42) 消防法（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）
- (43) 測量法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号）
- (44) 建築基準法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (45) 都市公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号）
- (47) 土壌汚染対策法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (48) 駐車場法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
- (49) 自然環境保全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (50) 自然公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正法律第 55 号）
- (52) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正法律第 119 号）
- (53) 河川法施行法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (54) 技術士法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (55) 漁業法（平成 27 年 8 月改正法律第 60 号）
- (56) 空港法（平成 25 年 11 月改正法律第 76 号）

- (29) 軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号）
- (30) 森林法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (31) 環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (32) 火薬類取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (33) 大気汚染防止法（平成 27 年 6 月改正 法律 41 号）
- (34) 騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (35) 水質汚濁防止法（平成 28 年 6 月改正 法律第 47 号）
- (36) 湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (37) 振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号）
- (39) 文化財保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (40) 砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (41) 電気事業法（平成 27 年 6 月改正 法律第 47 号）
- (42) 消防法（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）
- (43) 測量法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号）
- (44) 建築基準法（平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (45) 都市公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号）
- (47) 土壌汚染対策法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (48) 駐車場法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
- (49) 自然環境保全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (50) 自然公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 27 年 9 月改正法律第 66 号）
- (52) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正法律第 66 号）
- (53) 河川法施行法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (54) 技術士法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (55) 漁業法（平成 28 年 5 月改正法律第 51 号）
- (56) 空港法（平成 25 年 11 月改正法律第 76 号）

<p>(57) 計量法（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(58) 厚生年金保険法（平成 28 年 3 月改正法律第 17 号）</p> <p>(59) 航路標識法（平成 16 年 6 月改正法律第 84 号）</p> <p>(60) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(61) 最低賃金法（平成 24 年 4 月改正法律第 27 号）</p> <p>(62) 職業安定法（平成 28 年 3 月改正法律第 17 号）</p> <p>(63) 所得税法（平成 28 年 3 月改正法律第 15 号）</p> <p>(64) 水産資源保護法（平成 27 年 9 月改正法律第 70 号）</p> <p>(65) 船員保険法（平成 28 年 3 月改正法律第 17 号）</p> <p>(66) 著作権法（平成 27 年 6 月改正法律第 46 号）</p> <p>(67) 電波法（平成 27 年 5 月改正法律第 26 号）</p> <p>(68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成 27 年 6 月改正法律第 40 号）</p> <p>(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成 28 年 3 月改正法律第 17 号）</p> <p>(70) 農薬取締法（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(71) 毒物及び劇物取締法（平成 27 年 6 月改正法律第 50 号）</p> <p>(72) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 27 年 6 月改正法律第 50 号）</p> <p>(73) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 26 年 6 月法律第 56 号）</p> <p>(74) 警備業法（平成 23 年 6 月改正法律第 61 号）</p> <p>(75) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(76) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(77) 都市計画法（平成 27 年 6 月改正法律第 50 号）</p> <p>(78) 土地収用法（平成 26 年 6 月改正法律第 2 号）</p> <p>(79) 民法（平成 25 年 12 月改正法律第 94 号）</p> <p>(80) 地方税法（平成 28 年 3 月改正法律第 18 号）</p> <p>(81) 電気通信事業法（平成 27 年 5 月改正法律第 26 号）</p>	<p>(57) 計量法（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(58) 厚生年金保険法（平成 28 年 11 月改正法律第 84 号）</p> <p>(59) 航路標識法（平成 28 年 5 月改正法律第 42 号）</p> <p>(60) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(61) 最低賃金法（平成 24 年 4 月改正法律第 27 号）</p> <p>(62) 職業安定法（平成 28 年 5 月改正法律第 47 号）</p> <p>(63) 所得税法（平成 28 年 11 月改正法律第 89 号）</p> <p>(64) 水産資源保護法（平成 27 年 9 月改正法律第 70 号）</p> <p>(65) 船員保険法（平成 28 年 11 月改正法律第 84 号）</p> <p>(66) 著作権法（平成 28 年 5 月改正法律第 51 号）</p> <p>(67) 電波法（平成 27 年 5 月改正法律第 26 号）</p> <p>(68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成 27 年 6 月改正法律第 40 号）</p> <p>(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成 28 年 3 月改正法律第 17 号）</p> <p>(70) 農薬取締法（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(71) 毒物及び劇物取締法（平成 27 年 6 月改正法律第 50 号）</p> <p>(72) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 27 年 6 月改正法律第 50 号）</p> <p>(73) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 26 年 6 月法律第 56 号）</p> <p>(74) 警備業法（平成 23 年 6 月改正法律第 61 号）</p> <p>(75) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(76) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）</p> <p>(77) 都市計画法（平成 28 年 6 月改正法律第 72 号）</p> <p>(78) 土地収用法（平成 28 年 11 月改正法律第 76 号）</p> <p>(79) 民法（平成 28 年 6 月改正法律第 71 号）</p> <p>(80) 地方税法（平成 28 年 12 月改正法律第 101 号）</p> <p>(81) 電気通信事業法（平成 28 年 6 月改正法律第 59 号）</p>	
--	--	--

	(82) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(82) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
1 - 37 天災及びその他不可抗力による損害	<p>1. 受託者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害がまず契約約款第 23 条（不可抗力による損害）の規定の適用を受けられる場合には、直ちに損害発生通知書により業務監督員に通知するものとする。</p> <p>2. まず契約約款第 23 条（不可抗力による損害）第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、「第 2 章 工事現場管理等安全管理」及びまず契約約款第 22 条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等の受託者の責任によるとされるものをいう。</p>	<p>1. 受託者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害がまず契約約款第 28 条（不可抗力による損害）の規定の適用を受けられる場合には、直ちに損害発生通知書により業務監督員に通知するものとする。</p> <p>2. まず契約約款第 28 条（不可抗力による損害）第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、「第 2 章 工事現場管理等安全管理」及びまず契約約款第 25 条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等の受託者の責任によるとされるものをいう。</p>	訂正
1 - 38 特許権等	<p>1. 受託者は、特許権等を使用する場合、設計図書及び指示書等に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担をまず契約約款第 9 条（特許権等の使用）に基づき発注者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、業務監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1. 受託者は、特許権等を使用する場合、設計図書及び指示書等に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担をまず契約約款第 7 条（特許権等の使用）に基づき発注者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、業務監督員と協議しなければならない。</p>	訂正
1 - 40 社内検査	5. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-45-4)	5. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-46-5)	訂正
1 - 46 特定外来生物(植物)について	<p>1. 請負人は、工事区域について、事前に「特定外来生物（植物）」の生育の有無及び生育状況について調査し、<u>工事</u>監督員へ報告するものとする。</p> <p>2. 請負人は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きのままの状態での飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、その内容について、<u>工事</u>監督員へ報告するものとする。工事区域内に特定外来生物（植物）の生育が確認された場合で、除草行為を行う必要がある場合は、「駆除」又は「防除」により行うこととし、その方法については<u>工事</u>監督員と協議し、その指示によること。</p> <p>なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを</p>	<p>1. 受託者は、工事区域について、事前に「特定外来生物（植物）」の生育の有無及び生育状況について調査し、<u>業務</u>監督員へ報告するものとする。</p> <p>2. 受託者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きのままの状態での飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、その内容について、<u>業務</u>監督員へ報告するものとする。工事区域内に特定外来生物（植物）の生育が確認された場合で、除草行為を行う必要がある場合は、「駆除」又は「防除」により行うこととし、その方法については<u>業務</u>監督員と協議し、その指示によること。</p> <p>なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを</p>	訂正

参照のこと。

(簡易

版:Http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual/shokubutsu.pdf)

(詳細

版:Http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual/shokubutsu2.pdf)

札幌市内で確認されている特定外来生物(植物)の種は次の3種である。

種名 : ・ルドベキア・ラキニアタ(オオハンゴンソウ)
・コレオプスイス・ランケオラタ(オオキンケイギク)
・ミュリオフルルム・アクアティクム(オオフサモ)

(平成 22 年 6 月時点)

3. 特定外来生物(植物)が確認され、「防除」する場合は

特定外来生物(植物)を除草する場合で、特定外来生物(植物)の根・種子を生きのまま運搬したり、根・種子を含む(可能性のある)土砂を運搬する場合等は「防除」に該当する。

「防除」を行う場合は、施工計画書に防除計画書を記載の上、工事監督員に提出し「防除」を実施するものとする。

5) 特定外来生物防除従事者

防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、防除従事者以外の作業員には作業させない旨を記載する。

ア 請負人は、特定外来生物(植物)の防除を行う場合、特定外来生物防除従事者証交付願(様式109)を発注者に提出し、作業に着手する前に防除従事者証(様式110)の交付を受けること。

イ 防除作業に従事する者は、発注者から従事者証の交付を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。

ウ 請負人は、防除期間終了後30日以内に、発注者に防除従事者証を返納するとともに、防除実施報告(様式111)によ

参照のこと。

(簡易

版:Http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual/shokubutsu.pdf)

(詳細

版:Http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual/shokubutsu2.pdf)

札幌市内で確認されている特定外来生物(植物)の種は次の3種である。

種名 : ・ルドベキア・ラキニアタ(オオハンゴンソウ)
・コレオプスイス・ランケオラタ(オオキンケイギク)
・ミュリオフルルム・アクアティクム(オオフサモ)

(平成 27 年 10 月時点)

3. 特定外来生物(植物)が確認され、「防除」する場合は

特定外来生物(植物)を除草する場合で、特定外来生物(植物)の根・種子を生きのまま運搬したり、根・種子を含む(可能性のある)土砂を運搬する場合等は「防除」に該当する。

「防除」を行う場合は、履行計画書に防除計画書を記載の上、業務監督員に提出し「防除」を実施するものとする。

5) 特定外来生物防除従事者

防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、防除従事者以外の作業員には作業させない旨を記載する。

ア 受託者は、特定外来生物(植物)の防除を行う場合、特定外来生物防除従事者証交付願(様式109)を発注者に提出し、作業に着手する前に防除従事者証(様式110)の交付を受けること。

イ 防除作業に従事する者は、発注者から従事者証の交付を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。

ウ 受託者は、防除期間終了後30日以内に、発注者に防除従事者証を返納するとともに、防除実施報告(様式111)によ

	<p>り、防除の実施結果を報告する。</p> <p>(6) 運搬経路図 発生場所から搬出先までの経路を記載する。</p> <p>4. 防除作業については、<u>工事監督員</u>と十分協議し指示によるものとし、「特定外来生物ハンドブック-植物-」を参照すること。</p>	<p>り、防除の実施結果を報告する。</p> <p>(6) 運搬経路図 発生場所から搬出先までの経路を記載する。</p> <p>4. 防除作業については、<u>業務監督員</u>と十分協議し指示によるものとし、「特定外来生物ハンドブック-植物-」を参照すること。</p>	
1 - 47 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	<p>1. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-53-1)</p> <p>2. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-53-1)</p> <p>3. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-53-1)</p>	<p>1. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-54-1)</p> <p>2. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-54-2)</p> <p>3. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-54-4)</p> <p>4. (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-54-3)</p>	訂正及び追加
第2章 工事現場管理等安全管理 2 - 1 事故防止	<p>1. 受託者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、まず契約約款第 25 条（第三者に対する損害賠償）によって処置するものとする。</p> <p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 24 年 2 月 27 日総理府・国土交通省令第 2-1 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平</p>	<p>1. 受託者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、まず契約約款第 27 条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。</p> <p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 28 年 7 月 15 日内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月</p>	訂正

	<p>成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>7. 受託者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受託者の責任において使用するものとする。</p>	<p>31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>7. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受託者の責任において使用するものとする。</p>	
2 - 5 交通安全管理	<p>1. 受託者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第 25 条(第三者に対する損害賠償)によって処置するものとする。</p> <p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成 22 年 12 月 17 日総理府・国土交通省令第 2-3 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1. 受託者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第 27 条(第三者に及ぼした損害)によって処置するものとする。</p> <p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成 28 年 7 月 15 日内閣府・国土交通省令第 2 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	訂正
2 - 17 局地的な大雨への安全対策	<p>2. 安全管理計画の追加 (2) 工事等の中止基準・再開基準の設定</p> <p>2) 工事等の再開基準</p> <p>③施工計画書等に定めた安全管理計画書の全ての事項について安全確認を完了すること</p>	<p>2. 安全管理計画の追加 (2) 工事等の中止基準・再開基準の設定</p> <p>2) 工事等の再開基準</p> <p>③履行計画書等に定めた安全管理計画書の全ての事項について安全確認を完了すること</p>	訂正

<p>第3章 材料 3-1 適用</p>	<p>6. まず契約書第14条（工事使用材料の品質等）第1項に規定する「同等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p>	<p>6. まず契約約款第12条（使用材料の品質及び検査）第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p>	<p>訂正</p>																							
<p>3-6 土質材料、石材及び骨材</p>	<p>5. 凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-2-5） 注2）凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2003）、道路土工排水工指針の資料-10 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法（JHS 112）による。 6. 路盤材料（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-2-6） 注）4 凍上試験は、地質工学会基準の凍上判定のための土の凍上試験法（JGSO172-2003）、道路土工排水工指針の資料-10 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。</p>	<p>5. 凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-2-5） 注2）凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2003）、道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法（JHS 112）による。 6. 路盤材料（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-2-6） 注）4 凍上試験は、地質工学会基準の凍上判定のための土の凍上試験法（JGSO172-2003）、道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。</p>	<p>訂正</p>																							
<p>3-7 加熱アスファルト舗装材料</p>	<p>6. 設計図書で特に明示していない場合、アスファルト合材の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は下記の通りとする。（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-3-6） 標準密度（参考）細粒度アスコン 13F 2.25 t/m³ 8. 加熱アスファルト安定処理路盤材の骨材の粒度は次表を標準とする。 （資料文献 管渠工事仕様書 3-2-3-8）</p> <table border="1" data-bbox="264 1134 1039 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">混合物種類</th> <th>加熱アスファルト安定処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">率 % 通 過 質 量 百 分</td> <td>53mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	混合物種類		加熱アスファルト安定処理	率 % 通 過 質 量 百 分	53mm		37.5mm	95			<p>6. 設計図書で特に明示していない場合、アスファルト合材の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は下記の通りとする。（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-3-6） 標準密度（参考）細粒度アスコン 13F 2.30 t/m³ 8. 加熱アスファルト安定処理路盤材の骨材の粒度は次表を標準とする。 <u>再生加熱アスファルト安定処理混合物についても適用する。</u>（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-3-8）</p> <table border="1" data-bbox="1104 1134 1883 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">混合物種類</th> <th>加熱アスファルト安定処理</th> </tr> <tr> <th colspan="2">仕上がり厚cm</th> <th>5~6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">率 % 通 過 質 量 百 分</td> <td>53mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>95~100</td> </tr> </tbody> </table>	混合物種類		加熱アスファルト安定処理	仕上がり厚cm		5~6	率 % 通 過 質 量 百 分	53mm		37.5mm	100	31.5mm	95~100	<p>訂正及び追加</p>
混合物種類		加熱アスファルト安定処理																								
率 % 通 過 質 量 百 分	53mm																									
	37.5mm	95																								
混合物種類		加熱アスファルト安定処理																								
仕上がり厚cm		5~6																								
率 % 通 過 質 量 百 分	53mm																									
	37.5mm	100																								
	31.5mm	95~100																								

	19.0mm	50~100
	2.36mm	20~60
	75 μm	0~10

	26.5mm	65~90
	13.2mm	45~75
	2.36mm	20~50
	75 μm	0~7

1 2. 改質Ⅱ型アスファルト舗装（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-3-12）
 改質Ⅱ型アスファルト舗装については以下の仕様とする。
 ① 標準配合
 混合物は細密粒度ギャップアスコン 13F55 (F/A=1.7 程度) とする。
 ② 標準粒度
 細粒度ギャップアスコンの粒度範囲の中で、下表で示す目標粒度度を標準とし、目標粒度に極力近づけるようにする。

		細粒度ギャップアスコン13F	
フルイ目		粒度範囲	目標粒度
通過質量百分率	19.00mm	100	100
	13.20mm	95~100	97
	4.75mm	60~80	70
	2.36mm	45~65	55
	600 μm	40~60	50
	300 μm	20~40	30
	150 μm	10~25	18
	75 μm	8~13	10

エ) マーシャル試験基準値

混合物の種類	細粒度G13F
突固め回数 (回)	50
標準基準密度 (g/cm3)	2.30
空隙率 (%)	3~5
飽和度 (%)	75~85
安定度	4.90 (750) 以上
フロー値 (1/100cm)	20~40

1 2. 改質Ⅱ型アスファルト舗装（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-3-12）
 改質Ⅱ型アスファルト舗装については以下の仕様とする。
 ① 標準配合
 混合物は細密粒度ギャップアスコン 13F55 (F/A=1.7 程度) とする。
 ② 標準粒度
 細粒度ギャップアスコンの粒度範囲の中で、下表で示す目標粒度度を標準とし、目標粒度に極力近づけるようにする。

		細粒度ギャップアスコン13F	
フルイ目		粒度範囲	目標粒度
通過質量百分率	19.00mm	100	100
	13.20mm	95~100	97
	4.75mm	52~72	62
	2.36mm	35~55	45
	600 μm	32~50	41
	300 μm	20~40	30
	150 μm	10~25	18
	75 μm	8~13	10

エ) マーシャル試験基準値

混合物の種類	細粒度G13F
突固め回数 (回)	75
標準基準密度 (g/cm3)	2.35
空隙率 (%)	3~5
飽和度 (%)	75~85
安定度 {KN (k g f)}	7.35 (750) 以上
フロー値 (1/100cm)	20~40

訂正

	安定度/フロー	25以上		安定度/フロー	25以上	
3 - 8 コンクリート	4. コンクリートの標準配合 表内、RC-2-1のスランプ 8.0cm			4. コンクリートの標準配合 表内、RC-2-1のスランプ 12cm		訂正
表-1	(社) 日本下水道協会の認定適用資器材			表内、頭番号の変更 ⑨→⑩ ⑩→⑪ ⑪→⑫ ⑫→⑬ ⑬→⑭ ⑭→⑮		番号の変更
表-2	認定適用資器材の類似品 表内、札幌市が認める類似品 札幌市規格：推進管 (E型)			認定適用資器材の類似品 表内、札幌市が認める類似品 札幌市規格：推進管 (E型)		訂正
第4章 一般施工 4-4 残土処理	1. (3) <u>No.1：厚別山本地区建設発生土一時堆積場に関する取り扱い要領による。</u>					No.1 全文削除
4-5 排出ガス対策型建設機械の取り扱いについて	1. 排出ガス対策型建設機械の使用について 当該工事において(1-30 環境対策 6、表-7 参照)に示す建設機械(規格)を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械(以下、排対機械)を使用することを原則とする。(資料文献 管渠工事仕様書 4-3-1)			1. 排出ガス対策型建設機械の使用について 当該工事において(1-29 環境対策 表1-6、表1-7 参照)に示す建設機械(規格)を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械(以下、排対機械)を使用することを原則とする。(資料文献 管渠工事仕様書 4-3-1)		追加
第6章 取付管及びます工 6-5 取付管布設工	1. 受託者は、取付管布設工の施工について、工事内容・施工条件を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、 <u>施工計画書</u> に明記し業務監督員に提出しなければならない。(資料文献 管渠工事仕様書 7-2-5-1)			1. 受託者は、取付管布設工の施工について、工事内容・施工条件を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、 <u>履行計画書</u> に明記し業務監督員に提出しなければならない。(資料文献 管渠工事仕様書 7-2-5-1)		訂正
第8章	受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材又は再			受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材又は再生		訂正及び追加

<p>建設副産物 8 - 3 履行計画書</p>	<p>生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設リサイクルデータ総合システム(CREDAS)</u>により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設リサイクルデータ総合システム(CREDAS)</u>により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を<u>建設リサイクルデータ総合システム(CREDAS)</u>により作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない<u>こと</u>。</p>	<p>材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物に係る入力システム</u>により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物に係る入力システム</u>により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を<u>建設副産物に係る入力システム</u>により作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。</p>	
----------------------------------	---	---	--